

みんなが、子育てしやすい国。

すくすく

ジャパン!



すべての子どもたちが、
笑顔で成長していくために。
すべての家庭が安心して子育てでき、
育てる喜びを感じられるために。
「子ども・子育て支援新制度」が
スタートします。



平成24年8月、日本の子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、

「子ども・子育て支援法」という法律ができました。

この法律と、関連する法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育、

地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく

「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月に本格スタートします。

この新制度の実施のために、消費税が10%になった際の増収分から、

毎年7,000億円程度が充てられることになりました。

貴重な財源を子ども・子育て支援のために効果的に活用していきます。

こんな取組みを進めていきます!



幼稚園と保育所のいいところをひとつにした
「認定こども園」の普及を図ります。



保育の場を増やし、待機児童を減らして、
子育てしやすい、働きやすい社会にします。



幼児期の学校教育や保育、地域の様々な
子育て支援の量の拡充や質の向上を進めます。



子どもが減ってきている地域の子育ても
しっかり支援します。

みんなが、子育てしやすい国へ。

すくすく ジャパン!

「量」と「質」の両面から、 子ども・子育て支援新 消費税増税分を活用

支援の「量」を拡充!

必要とするすべての家庭が利用できる支援を目指します。

- 子どもの年齢や親の就労状況などに応じた多様な支援を用意。
教育・保育や子育て支援の選択肢を増やします。(地域の実情により異なります)
- 1人目はもちろん、2人目、3人目も安心して子育てできるように、教育・保育の受け皿を増やします。
(待機児童の解消のため平成29年度までに新たに約40万人分の保育の受け皿を確保します)

利用できる主な支援

仕事や介護などで
子どもをみられ
ない日が多い

0~2歳



- 保育所
- 認定こども園
- 小規模保育
- 家庭的保育
など

3~5歳



- 保育所
- 認定こども園
など

ふだん家にて
子どもと一緒に
すごす日が多い

0~2歳



- 一時預かり*
- 地域子育て
支援拠点*
など

※3歳以上も利用可能です。

3~5歳



- 幼稚園
- 認定こども園
など

- 保護者が昼間家庭にいない小学生の通う「放課後児童クラブ」や子どもが病気のときに預けられる「病児保育」などの支援も増やします。

もっと効果的な子ども・子育て支援を。
制度では、
して子育てを社会全体で支えます。

支援の質を向上！

子どもたちがより豊かに育っていける支援を目指します。

〈主な改善例〉

幼稚園や保育所、認定こども園等の職員配置の改善

- 子どもたちにより目が行き届くように、職員1人が担当する子どもの数を改善します。

（例えば、3歳の子どもの職員割合を、
現行の20人に対して1人から、
15人に対して1人にする等）

幼稚園や保育所、認定こども園等の職員の処遇改善

- 職員の処遇改善を行い、職場への定着及び質の高い人材の確保を図ります。

放課後児童クラブの充実

- 18時半を超えて開所するクラブに必要な費用を支援することで、小学校入学を機に仕事と育児の両立が困難になる「小1の壁」の解消を図ります。



※児童養護施設など社会的な養護を必要とする子どもたちが生活する施設などの改善にも消費税が使われます。



新制度で増える教育・保育の場

幼稚園・保育所に加えて、〈認 〈地域型保育〉を新設し、待機

小学校就学前の施設としては、これまで幼稚園と保育所の2つが
新制度では、幼稚園と保育所に加えて、両方の良さをあわせ持つ
また、新たに、少人数の子どもを保育する事業を創設し、待機児童

幼稚園

3～5さい



小学校以降の教育の基礎を つくるための幼児期の教育を行う学校

利用時間

昼過ぎごろまでの教育時間のほか、園により教育時間前後や
園の休業中の教育活動（預かり保育）などを実施。

利用できる保護者

制限なし。

認定こども園

0～5さい



教育と保育を一体的に行う施設

- 幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の
子育て支援も行う施設です（平成18年に導入）。
- 新制度では、認可手続きの簡素化などにより、
新たな設置や幼稚園・保育所からの移行をしやすくし、
さらに普及を図っていきます。

3つの ポイント

1

保護者の働いている状況に関わりなく、3～5歳のどのお子さんも、
教育・保育を一緒に受けます。

2

保護者が働かなくなったなど、就労状況が変わった場合も、
通い慣れた園を継続して利用できます。

3

子育て支援の場が用意されていて、園に通っていない子どものご家庭も、
子育て相談や親子の交流の場などに参加できます。

※0～2歳のお子さんが通園する場合は、保育の必要性の認定を受ける必要があります。

定こども園の普及を図ります。 児童の多い3歳未満児の保育を増やします。

多く利用されてきました。

「認定こども園」を、地域の実情に応じて、普及を図ります。

の多い都市部、子どもが減っている地域の双方で身近な保育の場を確保していきます。



就労などのため家庭で保育のできない 保護者に代わって保育する施設

- 利用時間** 夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施。
- 利用できる保護者** 共働き世帯など、家庭で保育のできない保護者。



施設(原則20人以上)より少人数の単位で、 0-2歳の子どもを預かる事業

- 新制度では、新たに市町村の認可事業とし、待機児童の多い0-2歳児を対象とする事業を増やします。
- 保育施設を新設する場所のない都市部に加えて、子どもが減少している地方など、地域の様々な状況に合わせて保育の場を確保します。



① 家庭的保育(保育ママ)

家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5人以下)を対象にきめ細かな保育を行います。

② 小規模保育

少人数(定員6~19人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。

③ 事業所内保育

会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育します。

④ 居宅訪問型保育

障害・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行います。

※お住まいの地域で実際にどのような事業が提供されるのかは、お住まいの市町村におたずねください。



地域の子育て支援の充実

すべての子育て家庭を対象に、
地域のニーズに応じた
様々な子育て支援を充実します。

利用者支援

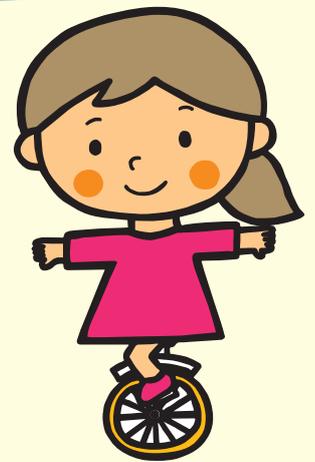
- 子育て家庭や妊産婦の困りごと等に合わせて、幼稚園・保育所などの施設や、地域の子育て支援事業などから必要な支援を選択して利用できるように、情報の提供や支援の紹介などを行います。

放課後児童クラブ

- 保護者が昼間家庭にいない児童（小学生）が、放課後に小学校の余裕教室、児童館などで過ごすことができるようにしている取組みです。

一時預かり

- 急な用事や短期のパートタイム就労のほか、リフレッシュしたい時などに、保育所などの施設や地域子育て支援拠点などで子どもを預かります。
- 幼稚園で在園児を昼過ぎごろまでの教育時間終了後や、土曜日などに預かります。



病児保育

- 病気や病後の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に、病院・保育所などに付設されたスペースで預かります。
- 保育所などの施設によっては、保育中の体調不良児を、保護者の迎えまで安静に預かることもあります。
- 保育中に具合が悪くなった子どもを看護師等が送迎し、病児保育施設において保育するしくみもあります。

NEW

平成28年度創設



ファミリー・サポート・センター

- 乳幼児や小学生等の子育て中の保護者を会員として、子どもの預かりなどの援助を受けることを希望する方と、援助を行うことを希望する方との相互に助け合う活動に関する連絡、調整を行います。

地域子育て支援拠点

- 地域の身近なところで、気軽に親子の交流や子育て相談ができる場所です。
- 公共施設や保育所など、様々な場所で、行政やNPO法人などが担い手となって行います。



子育て短期支援

- 保護者の出張や冠婚葬祭、病気などにより、子どもの保育ができない場合に、短期間の宿泊で子どもを預かります。
- 平日の夜間などに子どもの保育ができない場合に、一時的に子どもを預かります。

乳児家庭全戸訪問

- 生後4か月までの乳児のいる全てのご家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行います。

養育支援訪問

- 養育支援が特に必要なお家庭を訪問し、養育に関する指導・助言などを行うことにより、ご家庭の適切な養育の実施を確保します。

妊婦健康診査

- 妊婦の健康保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

[実際にどのような支援が提供されるかは、お住まいの市町村にご確認ください。]

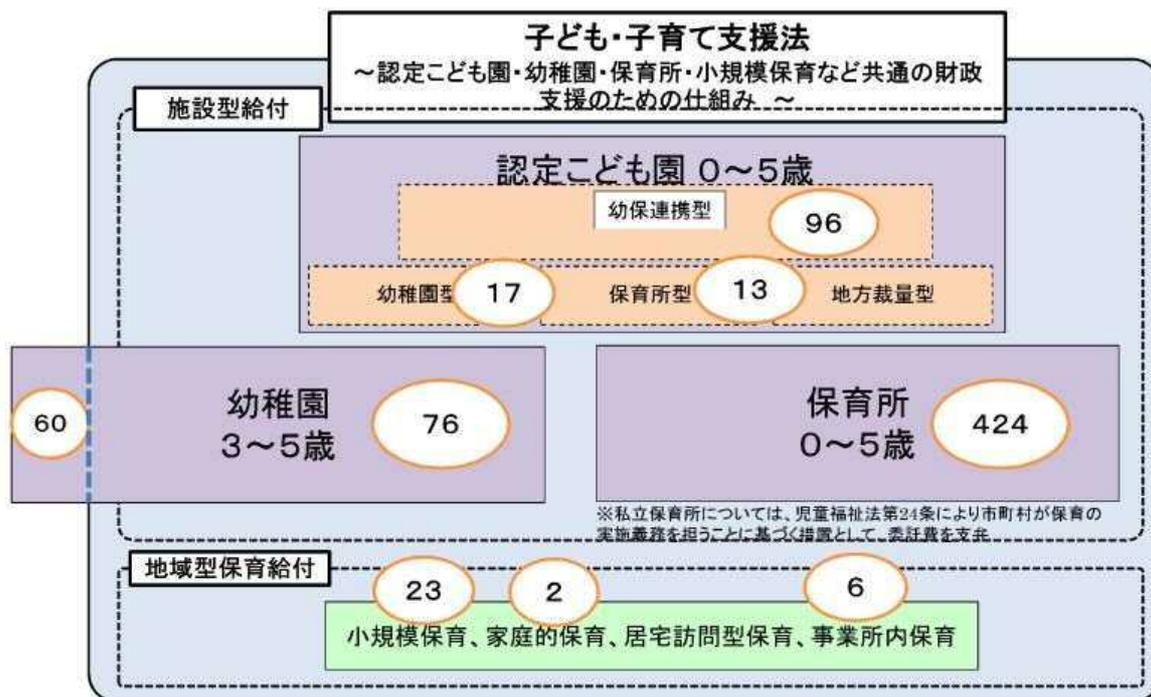
県における現状

1 認定こども園等の状況

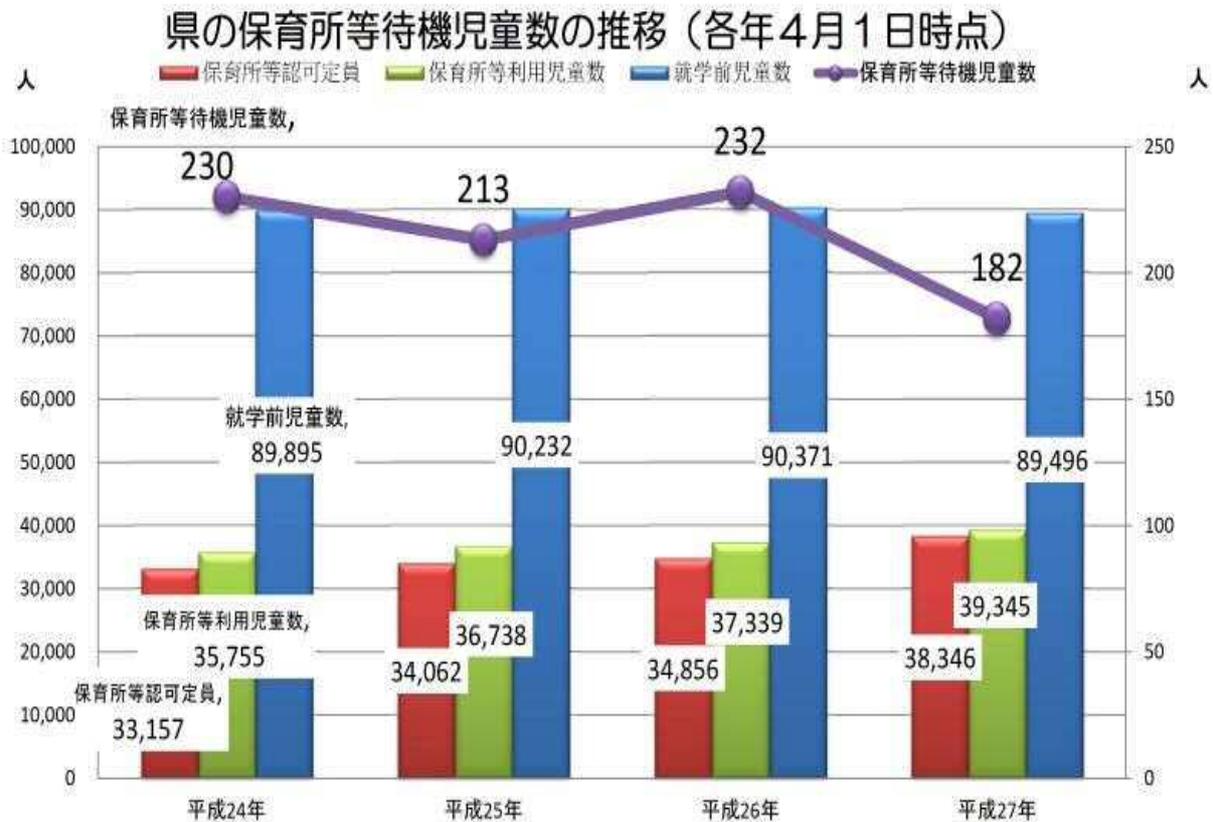
施設種別	H27.4.1 施設数 (A)	H28.4.1 施設数 (B)	施設数 増減 (B)-(A)
認定こども園	90	126	36
幼保連携型	64	96	32
幼稚園型	15	17	2
保育所型	11	13	2
地方裁量型	0	0	0
認定こども園でない幼稚園	151	136	-15
認定こども園でない保育所	444	424	-20
地域型 保育事業			
小規模保育	11	23	12
家庭的保育	1	2	1
事業所内保育	4	6	2
居宅訪問型保育	0	0	0

(注)上記施設数には、分園は含まない。

H28.4.1現在



2 保育所等の待機児童数の推移



【待機児童の定義（厚生労働省）】

○保育所等利用待機児童（平成27年4月1日～）

調査日時点において、保育の必要性の認定（2号又は3号）がされ、特定教育・保育施設（認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園を除く。）又は特定地域型保育事業の利用の申込がされているが、利用していないもの

▶利用施設

: 特定教育保育施設〔保育所、幼稚園型認定こども園及び幼保連携型認定こども園（保育機能部分）〕

: 地域型保育事業〔小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育〕

○保育所入所待機児童（旧定義）

調査日時点において、入所申込が提出されており、入所要件に該当しているが、入所していないもの

▶入所施設：〔保育所〕